その後，多数意見の引用する最高裁昭和58年11月７日大法廷判決，最高裁昭和60年７月17日大法廷判決（以下「昭和60年大法廷判決」という。）及び最高裁平成５年１月20日大法廷判決（以下「平成５年大法廷判決」という。）が合理的期間内における是正がなされたか否かについて判断を示しているが，そこでは「人口の異動は絶えず生ずるものである上，人口の異動の結果，右較差が拡大する場合も縮小する場合もありうるのに対し，国会が議員定数配分規定を頻繁に改正することは，政治における安定の要請から考えて，実際的でも相当でもない」（平成５年大法廷判決）ことをもって，投票価値の不平等が違憲状態であっても，是正のための合理的期間が経過していなければ違憲とはいえないとする理由としている。

どの程度の期間をもって合理的期間とみるかについては，これらの大法廷判決は，前回の改正からの期間，あるいは国政調査等によって投票価値の較差が判明してからの期間を目安としているが，平成23年大法廷判決は，区割基準のうち１人別枠方式に係る部分は，それ自体，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているが，多数意見の引用する最高裁平成19年６月13日大法廷判決が，平成17年の総選挙の時点における１人別枠方式を含む区割基準及び選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断を示していたことを考慮して，憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということはできないとした。すなわち，ここでは，単に，投票価値の較差を問題とするにとどまらず，１人別枠方式という区割りの方式自体について遅くとも前回選挙（平成21年８月30日施行）までには違憲状態となっていたことが示されたのであり，それが合理的期間内に是正がされたか否かについては，司法による確定判断が示された時点からの期間が具体的な基準となると解される。さらに，平成23年大法廷判決は，立法府がなすべきことは，是正のための合理的期間内に，できるだけ速やかに本件旧区割基準中の１人別枠方式を廃止し，旧区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正する（旧区画審設置法３条１項が選挙区間の人口の最大較差が２倍未満としていることについては，平成23年大法廷判決は投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものとしている。）など，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることが必要であるとして，行われるべき改正の方向についても指し示しているのである。

選挙制度の改正について国会には広範な裁量権があるが，現在問題となっている投票価値の不平等については，前記のように既に平成23年大法廷判決において，その主要な原因である１人別枠方式の廃止と新基準による選挙区割規定の改正という，行うべき改正の方向が示されており，改正の内容についての裁量権はこの範囲に限定されている。また，改正の時期についても，できるだけ速やかに行われるべきは当然である。すなわち，１人別枠方式を廃止し旧区画審設置法３条１項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するについて複数の案を採りうるとして，そのいずれを選ぶかについては国会の裁量に委ねられているが，その改正をいつまでに行うかについては，通常は，次回選挙に間に合うように改正を行う必要があり，次回選挙の時期が迫っていて作業が技術的に間に合わないという特段の事情があれば，次々回の選挙までに改正を行うべきである。しかるに，本件において，前回選挙から本件選挙までの間に，上記の特段の事情があったとはうかがわれない。

国会が憲法上要求される合理的期間内における是正を行ったか否かの判定は，国会が立法府として合理的に行動することを前提として行われるべきである。本件選挙の実施までには平成23年大法廷判決から１年９か月の期間があり，この期間は，区割基準の改正を経て具体的な選挙区割りの決定に至るまでには二段階の法改正が必要であることを考慮しても，国会が立法府として合理的に行動する限り，前記のとおり同判決において方向を指し示された改正の作業を行うための期間として不足するものとはいえない。

以上によれば，本件選挙の時点において，その選挙の施行の根拠とされた本件区割規定は，合理的期間内に是正がされなかったものであり，違憲であるというべきである。

３　合憲性審査の判断枠組みにおける司法権と立法権の関係

多数意見３⑶アは，衆議院議員の選挙における投票価値の較差の合憲性の審査が段階を経て行われてきており，その根拠が憲法の予定している司法権と立法権との関係にあるとし，その判断枠組みのうちの②の段階である合理的期間内における是正の有無についても，司法権と立法権の関係から評価すべきであるとする。

しかし，憲法の予定している司法権と立法権との関係は，上記の判断枠組みによる審査についていえば，選挙の効力についての判断という③の段階について主に発現するものであると考えられ，是正に要する合理的期間という②の段階については，従来の大法廷判決でも，判決の理由としては明示されてこなかったところである。裁判所が選挙制度を違憲と判断したとしても自らこれに代わる制度を定め得るものではなく国会の立法によって行うほかないことは，選挙制度だけでなく，法制度の多くについてあてはまることであり，政治の安定性という要素も，平成５年大法廷判決が「国会が議員定数配分規定を頻繁に改正することは，政治における安定の要請から考えて，実際的でも相当でもない」としたように，改正が人口異動に伴って頻繁に行われるとすれば，という一般論としていわれたことであって，議員定数の削減や選挙制度の抜本的改革などの実際の政策的課題との関係においていわれたものではない。

合理的期間内における是正の有無という前記②の段階の審査は，当該区割りによる本件選挙の施行の根拠とされた区割規定が合憲か否かの審査であるから，合理的期間内における是正がされたか否かを判定する対象は，当該選挙時における区割りそのものの内容であり，当該選挙後にその区割りを改める改正がされたからといって，そのことによって当該選挙時における区割規定の合憲性の判断が左右されるものではない。

４　いわゆる事情判決の法理について

行政事件訴訟法の事情判決の規定は，公職選挙法の選挙の効力に関する訴訟について準用を排除されており，通常の選挙無効訴訟では，選挙無効の原因がある限り判決は選挙を無効とするものとなり，違法であるが無効とはしないという判決はありえない。しかし，投票価値の平等の侵害を理由とする選挙無効訴訟は，公職選挙法所定の選挙無効訴訟の形式を借りて提起することを認めるものとされているものであり，従来の大法廷判決が採用してきたいわゆる事情判決の法理も，行政事件訴訟法の規定そのものの適用によるものではなく，その基礎に存する一般的な法の基本原則を適用するものであって，公職選挙法に事情判決の規定を準用しないとの規定があることが上記の法の基本原則を適用することの妨げとはならないのである。そもそも，投票価値の平等の侵害を理由とする選挙無効訴訟の判決の内容は，憲法によって司法権に委ねられた範囲内において，この訴訟を認めた目的と必要に応じて，裁判所がこれを定めることができると考えられるのであり（昭和60年大法廷判決における裁判官寺田治郎，同木下忠良，同伊藤正己，同矢口洪一の補足意見参照），上記のいわゆる事情判決の法理も，この考え方に沿うものといえよう。そして，上記の考え方によれば，判決確定により当該選挙を直ちに無効とすることが相当でないときは，選挙を無効とせず違法宣言のみにとどめる，あるいは，選挙を無効とするがその効果は一定期間経過後に初めて発生するという判決をすることも可能であると解される（昭和60年大法廷判決における上記４裁判官の補足意見参照）。

本件選挙を無効としないことは，本件選挙の時点における投票価値の平等の侵害をこの判決において直ちに是正しないことにはなるが，いわゆる事情判決の法理によって従来示された，選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの衆議院が公職選挙法の改正を含む立法活動を行うという憲法の所期するところに反する事態を回避する必要性を考慮し，かつ，本件選挙を行うこととなった衆議院解散の日（平成24年11月16日）に１人別枠方式の廃止と小選挙区数の０増５減を内容とする平成24年改正法が成立し，その後，それに基づいて区割りを改正する法改正が成立したこと（平成25年６月24日）にみられるように，次回の選挙を合憲状態で行うための改正が実現の途についたという国会の状況を考慮すると，今回の本件選挙については，それが違法であることを宣言するにとどめ無効とはしないこととするのが相当である。

ただ，前記の平成24年改正及び同25年改正による改正後の区割規定は，上記０増５減による定数削減の対象とされた県以外の都道府県については，１人別枠方式によって配分された定数が維持されており，平成23年大法廷判決が違憲であるとした１人別枠方式の実質的な廃止が実現したとは必ずしもいえないことなど，今後の是正による次回選挙までの違憲状態の解消の実現が確実であるというには心もとない事情があり，今後の国会の動向いかんによっては，選挙を無効とすることがありえないではない。一般に，どの範囲で選挙を無効とするかは，前述のように，憲法によって司